

## 評議員規定

### 第1章 総則

(評議員の設置)

第1条 この法人に評議員を置く。ただし、選出方法は別に定める。

(評議員の選任)

第2条 評議員は正会員より選任し、理事会の承認を得る。

(評議員の職務及び権限)

第3条 評議員は、理事の選出並びに本会の業務に関する重要事項について会長に意見具申し、会長の諮問に答える。

(評議員の任期)

第4条 評議員の任期は1期2年とする。重任は妨げない。

### 第2章 推薦及び選挙

(評議員の選出)

第5条 評議員の選出は次のように行う。

- (1) 評議員候補者推薦のための推薦委員会を置く。
- (2) 推薦委員会は正会員3～5名に対して1名の割合で候補者を推薦する。その候補者名簿を参考とし、会員の投票によって決める。投票は無記名、不完全記名投票による。
- (3) 10名以内の評議員については、会長が正会員の中より専門分野その他を考慮して指名する。
- (4) 推薦委員は理事の互選によって選び会長が指名する。ただし、推薦委員は10名以内とする。
- (5) 評議員選挙の開票は理事立会いのもとで行う。
- (6) 推薦委員の任期は、選出された月に始まり、改選された役員就任の日に終わるものとする。

### 第3章 評議員会

(構成)

第6条 この法人に評議員会を置く。

2 評議員会は、すべての評議員をもって構成する。

(権限)

第7条 評議員会は、次の職務を行う。

- (1) 理事の選出
- (2) 本会の重要業務に関する会長への意見具申
- (3) 本会の重要業務に関する会長の諮問に対する答申

(招集)

第 8 条 評議員会は、会長が招集する。

- 2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、理事が評議員会を招集する。

(議長)

第 9 条 評議員会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 会長が欠けたとき、または会長に事故があるときは、評議員会の議長は出席した評議員の互選による。

(決議)

第 10 条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第 96 条の要件を満たしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 11 条 評議員会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

- 2 出席した会長、または会長が欠席した場合は互選によって選出された議長が、前項の議事録に記名押印する。

附則

本細則は 2021 年 2 月 26 日より施行する。